

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 6 月 13 日（木） 午後 13 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・佐伯書記
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 7 日）から付託された事件（議案 6 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 13 時 30 分 閉会 午後 14 時 00 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 6 月 13 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。それでは、議案第 2 号「令和元年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、補正予算書の 32、33 ページ、歳入でございますけども「第 7 款 繰入金」「第 1 項 一般会計繰入金」「第 3 目 低所得者保険料軽減繰入金」では、低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険条例の一部を改正したことによる保険料の減額により、一般会計からの繰入金として 2,435 万 5,000 円を計上しております。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 1 点だけお尋ねします。歳出予算の 34 ページ、1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費のシステム改修委託料 144 万 8,000 円についてお尋ねをいたします。この介護報酬改定等に係るシステム改修経費の具体的な内容をお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 システム改修経費の具体的な内容につきましては、まず介護職員の更なる処遇改善対策として、新しく加算導入されることへの対応がございます。もう一点として消費税率の引き上げによる介護報酬、給付費支給限度額、負担限度額における基準費用額等のそれぞれの改正への対応を行うための経費として計上しているものでございます。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 2 号の「令和元年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について反対の立場で簡潔に討論を行います。補正予算は 144 万 8,000 円を追加し、総額を 42 億 2,391 万円とし、その内容は、歳入では低所得者の保険料軽減措置の拡充に伴う財源調整を行い、歳出では先ほど説明がありましたように介護報酬改定等に係るシステム改修経費について予算措置を講じているものであります。5 月 9 日の臨時会

で専決処分された長門市介護保険条例の一部を改正する条例は、低所得者の保険料軽減措置の拡充に伴う内容であり、これは、これまで求めてきたことであり、当然のこととして賛成しております。もちろん、その財源は富裕層と大企業に応分の負担を求めるなど消費税に頼らないことが条件であります。議案第 1 号の中でも申し上げたとおり、本年 10 月の消費税率引上げを前提にしたシステム改修費などは認められません。なお、あえて討論は行いませんが、議案第 5 号についても同様の趣旨といたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はありませんか。(なしと呼ぶものあり) ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 3 号「長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、とくに補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 1 点ほどお尋ねをいたします。長門市地域牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例制定についてなんですけども、地域未来投資促進法第 25 条には、地域経済牽引事業にしたがって施設を設置した事業者に対して、地方公共団体が当該施設に係る不動産取得税または固定資産税の課税免除又は不均一課税を行う場合、その減収額の一部を普通交付税により補填するとある。補填率は自治体の減収額の 75%ということだが、交付税措置に係る具体的な説明を求めます。そして、この 25%は自治体の減収になるというふうに理解していいのかお尋ねいたします。

藤田企画総務部長 普通交付税の算定につきましては、原則、各地方公共団体の基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額、つまり基準財政需要額が基準財政収入額を超える額となります。本条例に基づき課税免除を行った場合、これにかかる減収額の 75%は基準財政収入額から控除されることとなるため、その結果、本市のように普通交付税交付団体にありましては当該減収分を交付税で補填されることとなります。また、残りの 25%につきましては自治体の減収となります。

先野委員 何点か質疑をさせていただきたいと思います。同じところなんです、少し重なる部分があるのをご了承願いたいと思います。インターネットの資料によりますと、事業者は地域経済牽引事業計画を作成して、県に申請して県が計画を承認するというふうにあります。この部分について、県による承認についてどのような要件があるのかお伺いいたします。

吉村商工水産課長補佐 山口県が策定しております、山口県地域未来投資促進基本計画におきまして、地域経済牽引事業の承認要件としましては大きく分けまして3つございます。まず第1に地域の特性を活用することでありまして。具体的に申しますと、山口県における産業集積を活用した成長ものづくり分野や県内農林水産物や加工品などの特産物を活用した農林水産地域商社分野、多彩な観光資源を活用した観光スポーツ文化まちづくり分野、第4次産業革命分野、再生可能エネルギー分野、ヘルスケア分野など合計で11種類の地域の特性を活用することが要件となっております。2つ目の要件としまして、高い付加価値を創出することとあります。具体的には承認事業の実施によりまして付加価値増加分が1事業所あたり5年間で4,180万円以上増加する事となっております。3つ目の要件としまして、売上高、取引額で3.5%以上増加する事、雇用者数で10%以上もしくは5人以上増加させること、給与等の支払額が2,200万円以上増加させることなどの3つの要件のいずれかの経済効果が見込まれることとなっております。

先野委員 今、かなり厳しい要件の話をされたと思います。これについて企業側のメリットについてはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

宮垣商工水産課長 先般の質問の中にもありましたけれども、企業側におけるメリットといたしましては、この度の市における固定資産税に係る税制による支援措置のほかに国における法人税、並びに県におきます不動産取得税に係る税制の優遇措置、また国における地域未来投資促進事業によります補助事業や、地方創生推進交付金の活用と、予算による支援措置、また、資金供給の円滑化を図るための金融による支援措置、その他に例えば工場立地法の緑地面積率の緩和等の規制、こういった様々な特例措置等がございます。

先野委員 先ほど林議員の方から減収額については交付税の措置のある話をされたと思いますが、相当の経済効果についてあると思うんですね。政策的な市長の意図というのもあると思います。市としてどのように考えておられるのか、最後に副市長にお聞きします。

大谷副市長 先野委員の地域の事業者に対する相当の経済的効果、これは県に承認されました本市の2つの事業者の事業計画から見て取れるところなんですけれども、これは県の方は要求をしております。まず直接的には先ほど担当課が申しあげましたように県の承認3要件というものがございます。まずは高い付加価値分の増があること、そして事業所における雇用者数の増ないしは売上高の増加というものを期待しているところでございますけれども、まずこのへんを具体的に申し上げますと、この度承認されました両者、星野リゾートグループの有限会社長門ホテルマネジメント、それから長門湯守株式会社でございますけれども、こちらの事業計画によりますと、経済的効果、まず長門ホテルマネジ

メントですが、3年後で売上高を7億8,700万円。そして雇用者数を40人、そして付加価値分の増については2億8,200万円というふうになってございます。また、長門湯守株式会社でございますけども、こちらは4年後の売上高を6,960万円、雇用者数は6人というふうに見込んでおられまして、付加価値分の増につきましても4,180万円を超える4千2、3百万円くらいになるんですけども、こちらを見込まれているところでございます。これが直接的な波及効果なんですけれども、やはり私ども市といたしましては、この地域経済未来投資促進法、こちらの趣旨というのは地域経済を牽引していただきたい、そういうことでこの計画を承認しているというふうに理解をしております。特に長門ホテルマネジメントさんなんかは、県内で75件の余裕があるんですけども、いの一番にこれに手を挙げられた。長門湯守も遅れることなく手を挙げられて承認をいただいております。この両者とも観光産業でございます。実は私ども長門市における観光産業、非常に皆さんご存知のとおり経済的波及効果は非常に裾野が広いというふうに理解しておりまして、例えばお土産物とか食材の仕入れといった形で、地域の農林水産業をはじめ水産加工業、それから卸売業にも波及すると思いますし、それからクリーニングとかリネンサービスといったサービス業、それから旅客運送、こういったサービスにも波及するものというふうに考えております。ここは是非とも両者には地域の地域経済を引っ張ってもらうという趣旨でも、地元からの仕入れと言いますか、そういったものをお使いいただきたいということを願っておりますし、そういうことで地域経済において稼ぐ力が好循環をするという形になろうと思います。そういう意味での期待もしておりますし、今回こういうふうに両者が前向きに取り組んでいただいたこのことを是非、観光分野だけではなくて、実は市内にも第2次産業とか、先ほど成長ものづくり分野というお話もありましたけれども、まだまだ余裕はあるようでございます。残り5年間の経過期間内ではありますけれども、是非製造業の分野でもこういったものにチャレンジしていただいて、この特例を受けられて地域経済が好循環を起こすというような取り組みを、市といたしましては大いに期待をいたしているところでございます。

中平委員 今、長門湯守さん、星野リゾートさんの話が出ましたが、この条例が施行されると何個かの事業者が出られるとかいう見通しとか、そういうのはあるのでしょうか。

吉村商工水産課長補佐 現在これまでに県による承認を受けている事業者は、先ほどご紹介したとおり2件でございます。今後につきましては、先ほど副市長が答弁申しましたけれども、成長ものづくり分野等にも市としては期待をしているところでありまして、企業ヒアリングや企業訪問等を通じて、この制度周知にもしっかりと取り組んでまいって広げていきたいというふうに考えてお

ります。今のところはまだ２件のみというところでございます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第３号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

大庭選管事務局長 補足説明は特にございません。

岩藤委員長 補足説明もないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第４号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 50 —

— 再開 13 : 51 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第５号「長門市証明等手数料条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第５号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第５号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 それでは、議案第８号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」の補足説明をさせていただきます。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成３１年２

月 28 日に公布されたことに伴い、長門市火災予防条例の一部を改正するものでございます。具体的には、住宅用火災警報器を設置しないことができる要件として、宿泊施設等の用途部分が 300 m²未満の施設において特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を追加するものでございます。このほか閉鎖型スプリンクラーヘッドにかかる文言の見直しを行うものでございます。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

先野委員 今、言われた特定小規模施設用自動火災報知設備とはどんなものなんですか。それともう 1 点が、それを条例に追加するということはどういうことなのか伺います。

増山予防課長 お答えします。まず特定小規模施設についてですが、これは消防設備の規制強化への緩和措置として規定されたものです。宿泊施設であれば建物の規模に関係なく自動火災報知設備の設置義務が生じ、300 m²未満の小規模の施設においては特定小規模施設として自動火災報知設備より価格を抑えた特定小規模施設用自動火災報知設備の設置でも良いと定めております。旅館を例にした場合、客に提供する宿泊スペースと家主が居住するスペースが 1 つの建物内に共存しております。防火対象物の判定では建物全体を旅館としているため、面積が 300 m²を超える場合は、建物全体に自動火災報知設備を設置しなくてはなりません。この場合、自動火災報知設備を設置することで、住宅部分に設置する住宅用火災警報器は免除としており、条例に規定されております。一方で、300 m²未満の小規模な旅館においては、特定小規模施設用自動火災報知設備を建物全体に設置した場合も同様に住宅部分に設置する住宅用火災警報器は免除となるべきなのですが、現行の条例にその規定が無いことから、この度追加をするものです。以上です。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 9 号「財産の取得について（高規格救急自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 それでは、議案第 9 号「財産の取得について」補足説明をいたします。高規格救急自動車の購入にかかるもので、現在、西消防署に配備しております高規格救急自動車は平成 21 年に購入したもので、購入から 10 年が経過しており車両及び高度救命用処置資器材の老朽、劣化により性能低下が著しい

ことから更新整備するものです。補足説明については以上です。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 お疲れ様です。この高規格救急自動車について、もう少し説明を深くしていただけないですか。

岩本消防本部次長 高規格救急車というのは、以前は心肺停止患者とか、そういった傷病者に対して特別な処置とかができる資器材を積んでいない救急車が以前の救急車でありまして、現在、救急救命士法が施行された以降は、基本的には救急車というのは高規格救急車のことを指し、救急救命士の処置が可能な機能を備えた車両です。また参考までに、災害対応特殊救急自動車という名前で 29 年度に導入しておりますけれども、これにつきましては緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して整備するときにその名前を言いますが、この 2 つも要件はあるものの、特段装備の差異についてはございません。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなた様もご苦労様でした。